平成２２年（フ）第１２２２号
愛知県半田市高峯町56番地の２
破産者　伊藤　安雄
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３６号
名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師902号
破産者　生田　亜里
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６６号
愛知県半田市清水東町48番地
破産者　田村　　潔
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２号
大津市松原町19番19号
破産者　角倉　忠之
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６号
京都府京都市中京区西ノ京中御門西町28番地８、前住所京都府京丹後市網野町網野886番地の２
破産者　料理旅館富而こと　岡田　芳和
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第７０６号
神戸市東灘区深江北町３丁目４番21―404号、従前の住所神戸市北区君影町２丁目１番42―302号
破産者　パティスリー　レザンファンこと　土谷　昌寿
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５３号
広島市佐伯区海老園４丁目２番14―２号
破産者　上田　文枝
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３号
長崎県諫早市小長井町大搦164番地２
破産者　吉次　志郎
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
長崎県大村市池田１丁目48番地１
破産者　川原　幸子
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
札幌市東区北15条東４丁目１番57―202号
破産者　小笠原　義
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９号
青森県上北郡横浜町字屋敷形12番地３
破産者　杉山サカイ
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
福島県白河市南町62番地１
破産者　青木敬四郎
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
福島県いわき市平下平窪１丁目１番地の３
破産者　草野　清司
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６３号
千葉県山武市松尾町八田2166番地６
破産者　鈴木　明美（旧姓本宮）
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８０２号
横浜市青葉区すみよし台２―31　グリーンピア青葉台Ⅰ棟205、住民票上の住所横浜市都筑区東山田３丁目17番７―403号
破産者　池田　広之
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４号
川崎市中原区上小田中２丁目24番10―201号　アーバンライフ武蔵野
破産者　小川　博司
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
川崎市川崎区渡田東町２番２号　松原コーポ105
破産者　當真嗣八郎
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
川崎市川崎区渡田東町２番２号　松原コーポ105
破産者　當真　純子
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
神奈川県三浦市三崎５丁目11番９号
破産者　中野　正貴
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部